

# 一般廃棄物処理施設設置に伴う 生活環境影響調査の結果等 について

# ○生活環境影響調査結果

## 1. 生活環境影響調査事項・項目の選定及び選定しなかった根拠

区分		選定した根拠及び選定しなかった根拠
施設の稼働	騒音・振動	廃棄物処理施設の稼働に伴い騒音、振動が発生するため、選定した。
	粉じん	本施設は、プラスチック製容器包装の選別・圧縮梱包を行うものであり、破砕等による粉じんを発生させる行程はないことから、施設の稼働による粉じんの影響はほとんどないと考えられるため、選定しなかった。なお、プラスチック製容器包装等に付着した少量の粉じんの除去としては、集塵設備を設置するものとしている。
施設からの悪臭の漏洩		プラスチック製容器包装等(主として食品の容器包装)の付着物から悪臭が生じ、施設の換気に伴い漏洩する可能性が考えられるため、選定した。
施設排水の排出		施設からの排水の排出については、処理工程において、水の使用はないことから、選定しなかった。
廃棄物運搬車両の走行		廃棄物及び製品運搬車両の日当たりの走行台数は、最大で10台/日程度であり、流通倉庫・工場等が点在する周辺の状況からみて、車両台数の増加率が小さい。 以上の理由から、廃棄物及び製品運搬車両の走行に伴う騒音、振動、大気質が周辺地域に及ぼす影響は小さいことから、選定しなかった。

## 2. 調査結果

### ① 騒音

施設供給時における工場内で発生する施設騒音の予測の結果は、表1に示すとおりであり、敷地境界での騒音レベルは、規制基準値を超えることはなく、また直近民家付近における騒音値についても、現地調査を行った騒音レベルに影響が加わった場合でも環境基準値を下回ると予測されることから環境保全目標を達成するものとする。

表1 施設供給時における騒音の予測結果

(単位：デシベル)

予測対象	騒音レベル(予測値)	基準値(注)	備考
敷地境界での最大値	64.7	65(注1)	東側敷地境界
直近住宅地付近	37.9	55(注2)	事業予定地から南東方向へ330m

注1) 基準値は、敷地境界については、準工業地域における騒音の規制基準値(昼間)、  
注2) 直近住宅地については、道路に面しない区域の騒音の環境基準値(昼間)である。

### ② 振動

施設供給時における工場内で発生する施設振動の予測の結果は、表2に示すとおりであり、敷地境界での振動レベルは、規制基準値を超えることはなく、また直近民家の地点では振動感覚閾値とされている55デシベルを下回っており、住民に及ぼす影響が軽微であることから環境保全目標を達成するものとする。

表2 施設供給時における振動の予測結果

(単位：デシベル)

予測対象	振動レベル(予測値)	基準値	備考
敷地境界での最大値	59.7	65(注1)	東側敷地境界
直近住宅地付近	30未満	55(注2)	事業予定地から南東方向へ330m

注1) 基準値は、敷地境界については、準工業地域における振動の規制基準値(昼間)、

注2) 直近住宅地については、一般地域における振動の基準が特に定められていないため、人が振動を感じ始めるレベル(振動感覚閾値)とした。

### ③ 悪臭

本施設では、プラスチック類を扱うことから臭気の発生はわずかであるものの、食品残渣物等の付着・混入による臭気の発生が考えられることから、施設内空気は、室内各所に設けられたダクトを通じて捕集され、集塵するとともに、活性炭処理による脱臭が行われた後、外気への放出を行うこととしている。また、搬入後速やかに梱包処理装置に投入し、搬入日の翌日には搬出を行う計画であり、長期間の保管は行わないこととしている。

施設供給時における臭気の影響については、類似事例の調査結果から、ほとんどの悪臭項目は検出されず、本事業予定地は順応地域であるが、それよりも規制値が厳しい一般地域の敷地境界線における規制基準をも十分下回るものと考えられる。

よって、周辺環境への影響の増加が軽微であると考えられることから環境保全目標を達成するものとする。

表3 類似施設の悪臭調査結果(既存の生活環境影響調査資料による)

(単位:ppm)

項目	調査結果		敷地境界線における規制基準	認知閾値濃度
	屋内(破袋作業)	屋外		
アンモニア	0.3	0.1	1	0.6
メチルメルカプトン	0.0005 未満	0.0005 未満	0.002	0.0007
硫化水素	0.0005 未満	0.0005 未満	0.02	0.006
硫化メチル	0.0005 未満	0.0005 未満	0.01	0.002
二硫化メチル	0.0005 未満	0.0005 未満	0.009	0.003
トリメチルアミン	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005	0.001
アセトアルデヒド	0.007	0.003	0.05	0.01
スチレン	0.0005 未満	0.0005 未満	0.4	0.2
プロピオン酸	0.0005 未満	0.0005 未満	0.03	0.01
ノルマル酪酸	0.0005 未満	0.0005 未満	0.001	0.0004

ノルマル吉草酸	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0009	0.0005
イソ吉草酸	0.0005 未満	0.0005 未満	0.001	0.0004
プロピオンアルデヒド	0.001 未満	0.001 未満	0.05	0.02
ノルマルブチル アルデヒド	0.001 未満	0.001 未満	0.009	0.003
イソブチルアルデヒド	0.001 未満	0.001 未満	0.02	0.008
ノルマルバレ ルアルデヒド	0.001 未満	0.001 未満	0.009	0.004
イソバレ ルアルデヒド	0.001 未満	0.001 未満	0.003	0.001
イソブタノール	0.0005 未満	0.0005 未満	0.9	0.2
酢酸エチル	0.0005 未満	0.0005 未満	3	1
メチルイソブチルケトン	0.0005 未満	0.0005 未満	1	0.7
トルエン	0.0005 未満	0.0005 未満	10	5
キシレン	0.0005 未満	0.0005 未満	1	0.5

(出典) 1.「一般廃棄物(主としてプラスチック製の容器包装)選別圧縮梱包設備の設置に係る生活環境影響調査書」(平成 13 年 9 月、リ・テック株式会社)

注) 1.表中の未満は定量下限値未満の測定結果を示す。

2.表中の規制基準値は、「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定(昭和 57 年 2 月 23 日 奈良県告示第 778 号)」に基づく。

3.認知閾値濃度とは、何のにおいであるかがわかる弱いにおい。

4.本事例における敷地境界線基準は、一般地域のものである。

## ○地元調整等について

### ① 地元自治会の同意について

地元である北田原自治会に対して、事業概要についての説明を行い、平成 23 年 10 月 1 日付けで同意を得る。

### ② 隣接土地所有者の同意について

隣接所有者(4者)それぞれに対し、事業概要等について説明し、同意を得ています。